

憲法の破壊・9条の改悪を許さず、平和勢力の結集を訴える決議

1 施行70年目の今、平和主義を根幹とする日本国憲法は重大な危機に直面している。本年7月10日の参議院選挙において改憲派が多数を占め、衆参両院において改憲発議に必要な3分の2のハードルが突破された。任期中の明文改憲を公言する安倍首相は、「いかに我が党の案をベースに3分の2を構築していくか。これがまさに政治の技術だ」「自分の任期中に果たしていきたい、こう考えるのは当然」などと述べ、9条の改変、国防軍の設置と国防軍の海外での軍事活動を要とする自民党憲法改正草案を基軸とする憲法「改正」に意欲を示している。

2 安倍政権は、明文改憲を目論むとともに、日本の軍事大国化を急速に進めてきた。

2012年12月にスタートした第二次安倍政権は、2013年11月に国家安全保障会議（日本版NSC）を設置し、同年12月に秘密保護法を制定した。同月17日には国家安全保障戦略を策定、それまでの「国防の基本方針」は廃止され、「専守防衛」から「日米同盟強化」、「海外での自衛隊の積極的活用」に転換した。

2014年4月には武器輸出三原則を廃止し（防衛装備移転三原則へと変更）、同年7月には、それまでの憲法解釈を変更して集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を行い、2015年2月にはODAによる他国の軍隊への支援も解禁した。そのうえで、2015年4月27日にはガイドラインの再改定に合意し、「切れ目のない共同対応」、「日米同盟の革新的前進」が確認されている。また、同年6月10日には、防衛庁設置法改正が成立し、防衛政策に関する文官統制が改廃され、防衛装備庁が新設された。

そして、2015年9月19日、「安全保障法制（戦争法）」を、多くの国民からの疑問と批判の声に耳をふさぎ強行成立させた。安倍政権の歩みは、平和憲法の「破壊」の歴史でもある。

安倍首相が推し進めるのは資本の世界展開のための「海外で戦争できる国作り」であり、軍隊の保持と海外での武力行使を解禁しなければ、日米軍事同盟の全面的な世界展開はできず、安倍政権の掲げる軍事大国化も完遂されない。ここにおいて安倍首相は、その目的の最後の障壁となっている、軍隊の保持と海外での武力行使を禁止する憲法9条を改悪し、海外でこれまでの制約を受けることなく軍事活動を可能にすることによって、日本の軍事大国化という目的を達成しようとしている。

3 この安倍首相の野望に際し、中国の南シナ海、東シナ海での軍事的活動の拡大、北朝鮮の弾道ミサイル発射等が最大限「活用」されている。安倍政権は、軍事的対応と抑止力の増大を喧伝し、世論を軍備増強、日米同盟強化に誘導しようとしている。

しかし、軍事に軍事で対抗するという抑止力論は、相手国との間の政治的・軍事的緊張を増大させ、かえって人々の安全を損なう結果になるだけであり、平和を導くことは決してない。近隣諸国との間にあっては、相互不信と軍拡競争を強めるのではなく、対話と信頼による平和的な共存がめざされなければならない。

憲法が「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し」て（憲法前文）、国家機関としての軍事部門を保有しないとした（憲法9条2項）のは、多くの犠牲者を生み出した先の侵略戦争に対する深い反省によるものであり、憲法9条は犠牲者、諸外国及び諸外国の人々に対する公約でもある。憲法9条を改め国軍を創設し、海外での武力行使を解禁することは、他国民を再び殺害し、自国民の死を招くということであり、そのことを覚悟することを意味する。憲法9条及び平和主義の原点に立つならば、いかなる理由があろうとも、日本が再び海外で武力行使をして戦争という過ちを繰り返すことが絶対にあってはならない。

4 「戦争する国」へと進む安倍政権に対しては、戦争法案の廃案を求めて立ち上がった国民や野党のたたかいが大きな広がりを見せている。2015年に戦争法制成立阻止で実現した野党共闘を後押ししたのは紛れもなく平和を願い立ち上がった国民の力である。また、2016年の世論調査によれば依然として憲法改正に反対が賛成を上回っており、国民の間では改憲反対の声が広く存在している。

自由法曹団は、こうした国民の声に確信を持つとともに、憲法9条の改正を許さない国民の輪をより一層広げるべく憲法学習会等を全国で展開し、平和を求める国民の運動と連帯しつつ、野党共闘をより一層強いものとするために尽力し、再び戦争することのないよう、安倍首相の進める憲法9条「改正」の発議をさせないたたかいに全力を尽くしていくとともに、すべての平和勢力の結集を呼びかけるものである。

2016年10月24日

自由法曹団 佐賀・唐津総会

南スーダンPKOに参加する陸上自衛隊に「駆けつけ警護」等の新任務を付与することを許さず、現在派遣されている部隊の速やかな撤退を求める決議

- 1 戦争法（「改正」PKO法）に基づく「駆けつけ警護」等の新たな任務が、南スーダンPKOに参加する陸上自衛隊に付与されようとしている。安倍政権は、2016年11月に派遣される見通しの部隊に対し、「駆けつけ警護」と「宿营地共同防護」の新任務を付与する方向で検討を進めていると報じられている。しかし、これらの新任務は、従来の武器使用基準を大幅に拡大した「任務遂行のための武器使用」や「外国軍隊の要員と共同しての武器使用」を前提とするものである。政府軍と反政府勢力との間で激しい戦闘が続いている南スーダンで、こうした任務を遂行することとなれば、自衛隊員が戦闘の中で命を失う事態が現実のものとならざるをえない。私たちは、「新任務付与」に強く反対する。
- 2 南スーダンは、2011年7月に20年に及ぶ内戦を経てスーダンから独立した新興国家であり、同時期から派遣された国連による南スーダンPKO（UNMISS）が、同国内で活動してきている。同国では、2013年12月、大統領派と副大統領派との対立が出身民族間の戦闘に発展して、内戦状態となった。2015年8月に両者において和平合意が結ばれ、2016年4月には南スーダン統一暫定政府が発足したが、その後、対立が再燃し、同年7月、首都ジュバで大統領派（政府軍）と副大統領派（反政府勢力）とが激しい戦闘を行った。陸上自衛隊の宿营地があるジュバの国連施設周辺でも銃撃戦が2日間続き、宿营地にも着弾があったと報じられている。この戦闘で300人以上が死亡し、約7万人が隣国ウガンダに避難したとされている。
- 3 こうした事態を受けて、国連安全保障理事会は、2016年8月12日、UNMISSの任期を同年12月15日まで延期するとともに、治安の悪化する首都ジュバとその周辺で国連要員や民間人等の防護を担う4000人規模の地域防護部隊の派遣を容認する決議を採択した。同部隊にはより積極的な武力行使が容認され、南スーダン政府軍を含めて攻撃を企図する勢力があれば先制攻撃をも辞さないとされている。

UNMISSには、日本の陸上自衛隊も約350名派遣されている。しかし、自衛隊のPKO派遣は、停戦合意、受け入れ国の同意、中立的な立場厳守等のPKO参加5原則が満たされていることが大前提であり、停戦合意を要件とせず、先制的武力行使を任務とするUNMISSが活動するような場所でのPKO参加は、本来、許されるはずのないものである。

南スーダンでは2016年10月に入っても、各地で激しい戦闘が続けられている。同月12日、UNMISSは「この数週間、各地で暴力や武力衝突の報告が増加し、非常に懸念している」との声明を発表した。同月14日に発表された南スーダン政府軍の声明によれば、「政府軍と副大統領派の戦闘等で、過去1週間に少なくとも60人が死亡した」とされており、再び全面的な内戦に突入する懸念が強まっている。

今、南スーダンで、停戦合意などのPKO参加5原則が崩壊していることは明らかである。政府は、速やかに、現在派遣している自衛隊の部隊について、南スーダンから撤退させるべきである。

- 4 しかし、安倍政権は、撤退を進めるどころか、同年11月以降も派遣を続けることを前提として、同月に交代で派遣される見通しの第11次隊（陸上自衛隊第9師団第5普通科連隊、青森駐屯地）に、戦争法によって創設された「駆けつけ警護」や「宿営地共同防護」という新任務を実施させるため、8月下旬以降、国内において同訓練を続けている。

「駆けつけ警護」は、その保護しようとする関係者を防護するための武器使用を前提とするものであり、武装集団からの反撃を受ける危険や現地軍隊と見分けのつかないまま住民を誤射する事態が避けられない。「宿営地共同防護」は、宿営地に所在する者を防護するための措置をとる外国軍隊の要員と共同しての武器使用を認めるものであり、他国軍隊とともに、南スーダン政府軍や反政府勢力と敵対して武器を使用するような事態となれば、それは憲法9条が禁じる「武力行使」以外のなにものでもない。

したがって、これらの活動は、そもそも、戦争を放棄し、武力行使や武力による威嚇を禁じる憲法9条のもとで許されるものでないことはもちろん、現在の南スーダンの状況下で実施するのであれば、まさに、自衛隊員が戦闘の中で「殺し、殺される事態」の招来が必至である。このようなことは絶対に許してはならない。

- 5 南スーダンへの支援は、非軍事のものに徹するべきである。国連等での平和的外交的な努力、独立間もない南スーダンの警察の教育、経済の安定化等への支援や、医療、教育、農業などの民生支援で同国に貢献することこそが、憲法に基づく非武装・非軍事による恒久平和主義を実現する手段である。
- 6 自由法曹団は、PKO参加5原則が崩壊している南スーダンPKOから、陸上自衛隊の部隊を速やかに撤退させることを求めるとともに、憲法9条に違反する「新任務」である「駆けつけ警護」と「宿営地共同防護」を派遣予定の部隊に行わせようとする安倍政権の策動を強く批判し、これを阻止するため全力で奮闘するものである。

2016年10月24日

自由法曹団 佐賀・唐津総会

安倍政権が強行する辺野古新基地建設及び東村高江ヘリパッド建設に反対し 沖縄の民意を尊重すること及び新基地建設の即時中止することを求める決議

- 1 2016年7月10日の参議院選挙において、沖縄選挙区では、現職の沖縄担当大臣が落選し、辺野古新基地建設に反対するオール沖縄が擁立した候補が圧勝した。その結果、衆参両院で、辺野古新基地建設に賛成する沖縄選挙区選出の議員は皆無となった。これまでの名護市長選挙、沖縄県知事選挙、沖縄県議会選挙の結果と合わせて、沖縄の民意は、辺野古新基地建設反対であることがより鮮明となった。
- 2 それにもかかわらず、安倍政権は、沖縄の民意を無視し、辺野古が唯一の解決策と強弁し、辺野古に新基地を建設する方針を変更せず、同月22日、沖縄県を被告として、仲井真前知事の公有水面埋立承認を翁長知事が取消したことに對する国土交通大臣からの是正指示に従わないのは違法だとして、違法確認請求訴訟を提起した。
- 3 これに関し、福岡高等裁判所那覇支部（多見谷寿郎裁判長）は、同年9月16日、国の主張を全面的に容認して、国土交通大臣が行った是正指示に翁長知事が従わないことは違法であるとの判断を示した。

この判決は、沖縄が軍事的に地理的優位性を持ち、辺野古が唯一の解決策という国の主張を合理的な検討を加えることなく追認し判決の基礎にした結果、公有水面埋立法及び取消権の発生要件等の解釈を誤るとともに、憲法上の地方自治権を軽視し、県民の法的な権利や利益を保護しようとする沖縄県側の主張を安易に切り捨てるものであって、憲法や法律に従って公正、公平に法的判断を行う司法の責務を自ら否定した極めて不当な判決といわざるを得ない。

この不当判決に対し、沖縄県は、同月23日、最高裁判所に上告及び上告受理の申立てを行った。私たちはこの申立てを全面的に支持する。

- 4 また、安倍政権は、参議院選挙の直後の同年7月11日早朝、東村高江の米軍北部訓練場内のヘリパッド（オスプレイ着陸帯）建設工事が再開した。高江の集落では、既存の2か所のヘリパッドでオスプレイが昼夜を問わず頻繁に離発着、低空飛行を繰り返し、住民の平穏な生活が脅かされている。これに加えて4か所のヘリパッドが完成すると、オスプレイの騒音等で住民の暮らしが破壊されることは明らかである。
- 5 この工事再開に対しては、地元住民等による座り込みなどの抗議活動が継続されているところ、安倍政権は、沖縄県外から約500名の機動隊員を投入し、抗議に参加した市民に対し実力を行使し、ときには不当に逮捕を行うなど、市民の平和的な抗議活動を暴力により強制排除している。このような警察による暴力行為は、市民の人権を蹂躪するものであり、決して許されるものではない。
- 6 そもそも、沖縄における辺野古での新基地建設や高江におけるヘリパッド建設は、在日米軍の基地機能を一層強化するものに他ならない。戦争法を具体化し日米同盟強

化を進める安倍政権の戦争する国づくりとあいまって、東アジアの緊張を高め、国際平和に逆行するものである。安倍政権は、徹底して軍事を優先するものであって、日米同盟の前には有無を言わず、人々の生活や権利、環境も自治をも踏みにじるものといわざるを得ない。

自由法曹団は、安倍政権が辺野古及び東村高江で強行している新基地建設に反対し、辺野古新基地建設に係る高裁不当判決及び東村高江でのヘリパッド建設工事の再開及び警察の暴力行為に抗議する。そして、最高裁判所での法廷闘争を含む沖縄県民の新基地建設反対のたたかいを全力で支援し、沖縄県民と連帯して、沖縄の民意の尊重と新基地建設の即時中止を強く求めるものである。

2016年10月24日

自由法曹団 佐賀・唐津総会

司法修習生に対する給費制復活を求める決議

- 1 司法修習生に対する給費制は、2011年11月採用の新65期司法修習生から廃止された。給費制廃止については、繰り返しその弊害が指摘され、かつ、法曹志望者が激減する事態をふまえ、経済的負担を軽減するための手当が検討されてきている。
- 2 給費制の目的は、修習専念義務を課された司法修習生に生活資金を支給することによって、修習に専念できる環境を担保し、国民の基本的な人権の擁護を担えるだけの能力を有した法曹を育てることにあり、給費は国民の税金によって賄われることから、国民の権利擁護の期待に応えなければならないという使命感の醸成のきっかけとなる側面も有していた。

このように、給費制は、司法修習生個人が法曹資格を取得することを超えて、公共的・公益的な目的で設けられた制度であり、受益者負担の発想から給費制を廃止したことは誤りである。

- 3 また、予備試験の合格率が3%台と低く、大半が法科大学院を経て法曹となる現状では、修習期間中の生活資金を貸し付けるという貸与制の利用によって法曹志願者の経済的負担はさらに重くなる。このもとで、経済的な理由から法曹の道を諦める者が増え、給費制の廃止下で修習を受けた者からは、修習生活を送るために必要不可欠な書籍代や学習会等への交通費や参加費などに十分な費用を充てられていない生活実態が報告されている。奨学金の負債も含めて多額の借金を抱えた状態で弁護士活動を開始した者が経済的不安から公益的な活動に参加することに躊躇してしまうといった弊害も指摘されている。
- 4 この事態に対し、給費制廃止が修習生個人の権利を侵害し、司法制度全体にも悪影響を及ぼしているとして、数百名にのぼる新65期、66期及び67期の弁護士が、給費制廃止違憲訴訟を各地で提起し、68期においても提訴の準備中とされている。

2016年10月11日に行われた院内集会では、参議院本会議と重なる中、国会議員の本人出席が29人、代理出席が73人で、全体で288人の参加となり、集会へのメッセージは累計で433人（全国会議員の60%）にのぼった。

まさに潮目が変わり法改正への動きは加速していくと思われるが、貸与制による弊害を取り除くためには、単なる司法修習生への経済的支援にとどまらず給費制の完全復活及び既に給費制廃止下で修習を受けた者への救済措置を講じる必要がある。

- 5 給費制の廃止は、法曹の公共的・公益的性格を弱め、ひいては司法の機能を弱めることにつながるものである。

自由法曹団は、今後も、国民の権利を擁護するために、法曹の公共性、公益性を守り抜き、司法修習生に対する給費制の復活を求めて奮闘する。

2016年10月24日

自由法曹団 佐賀・唐津総会

教育公務員の政治的活動への罰則創設等の教員の管理強化に反対し、 憲法の価値に立脚した政治教育を積極的に推進することを求める決議

1 2015年6月17日、選挙権年齢を18歳に引き下げる公職選挙法の改正が行われ、2016年7月の参議院選挙において、18歳選挙権による選挙が初めて実施された。

今般、選挙権年齢が18歳に引き下げられたことをきっかけに、学校における政治教育の必要性が再認識される一方で、「政治的中立性」を過度に強調して、政治家や教育委員会が学校での授業や活動に介入する例や、生徒・教職員の政治活動等を不当に制限する動きがみられる。

2 2015年7月8日の自民党政務調査会の提言（「選挙権年齢の引き下げに伴う学校教育の混乱を防ぐための提言」）は、「政治的中立性」という極めて曖昧な概念の「徹底的な確立」を掲げ、教育公務員の「政治的行為」の制限違反について罰則を創設することなどを提唱した。

これを発端として、文科省が2015年10月29日付けで発した通知や、同じく文科省の2016年1月29日付けの政治教育と高校生の政治活動についてのQ&Aによって、高校生の政治活動が一部解禁された一方で、校則で学外の政治活動の届出制を設けることを容認するなど、生徒の政治活動に対する不当な制限が行われた。

その後も、参議院議員選挙に向けた2016年6月1日付けの文科省通知によって、新たに、教職員が、学校の内外を問わず「その地位を利用して特定の政治的立場に立って児童生徒等に接することなど」が、地方公務員法上の「信用失墜行為」に該当する可能性があるとし、教職員に対してそのような行為を行わないことを求めるなど、教員の政治活動に対する不当な制限も行われた。

さらに、自民党は、2016年6月25日から7月18日まで、HP上に特設サイトを設け、「偏向教育」なる事例を募集した。同サイトは、相当数の事例が集まったとして既に閉鎖され、同党の文部科学部会長は、寄せられた情報について、「公選法違反は警察が扱う問題」などと述べ、情報の一部を警察当局に提供する考えを示すに至っている。

3 18歳選挙権の実現により、学校における政治教育の必要性がこれまで以上に高まっていることは明らかである。立憲主義や国民主権、平和主義、表現の自由をはじめとする基本的人権の尊重等、憲法の価値に立脚した政治的教養を生徒が育む教育が実現されなければならない。そのためには、指導する教員が政治的教養を獲得していることを当然の前提として、教育実践における教師の専門性が守られ、教師及び生徒自身の政治活動の自由も最大限保障されていなければならないが、既に上記のような様々な教育現場の管理強化により、深刻な委縮効果が生じている。

さらに、今後、上記のとおり、自民党が収集した事例に「偏向教育」とのレッテルが

貼られ、それらの事例を口実に教育公務員の政治活動に対する罰則導入等の法改悪の動きが強まる危険性が高い。

自由法曹団は、法律家団体として、憲法の価値に立脚した政治教育の実現のため、教育現場に不当に介入する法改悪等の動きに、断固として反対する。

2016年10月24日

自由法曹団 佐賀・唐津総会

TPPの国会承認に断固反対し廃案を求める決議

1 TPPの国会承認に反対する

環太平洋経済連携協定（TPP）は、今年2月4日、ニュージーランド北部オークランドで協定署名がなされ、各国の議会での承認手続きの段階に入った。また、我が国では、現在開かれている臨時国会でTPP承認手続きが審議入りしている。

自由法曹団は、以下に述べる理由から基本的人権と民主主義を擁護する法律家の集団として、TPPの国会承認に反対し、廃案を求める。

2 TPPの危険な内容

TPPの交渉分野は21分野であり、その内、関税に関連する分野は3つで、あとは全て「非関税」障壁の撤廃に向けた内容となっている。

ア 日本の農業を崩壊させる

農業市場アクセスとの関係で、TPPは、あらゆる農産物について、原則として関税撤廃の対象としている。政府は、重要5品目（米、麦、牛・豚肉、乳製品、砂糖）は守られたとしているが、実際は、重要5品目のうち29%で関税撤廃に合意し、重要5品目以外では、実に98%の品目で関税撤廃に合意している。即時の関税撤廃を免れた品目についても、牛・豚肉の関税は大幅に引き下げられ、安価な輸入牛の流入を前に、破壊的な影響を受けることは必至である。米、麦、乳製品、砂糖については、輸入義務の枠が引き上げられている。

米の輸入調整については、政府が外国から関税のない米を安く輸入して、卸業者に高く売ることによって日本の米農家を守ると説明されてきたが、今年9月には、卸業者が輸入業者から調整金を受け取っていたことも発覚し、輸入調整自体の信用性すら失われている。

イ ISDS条項が国家の主権を損なわせる

TPPには、投資の章に、ISDS条項（受け入れ国政府の措置によって損害を被った外国投資家に対して、受け入れ国を国際的な第三者機関（仲裁裁判所）に訴えることを可能にする条項）が組み込まれた。ISDS条項の先例では、企業や投資家が、相手国による法規制が自己の投資上の利益を害するとして損害賠償請求をしたり、相手国の裁判所の判断が自分の利益を害するなどとしてその執行を停止させたりという判断がなされてきた。ISDS条項は、投資家の利益のために、国の立法権、司法権すらないがしろにするものであることが明らかである。

ウ 製薬会社の意のままに薬価高騰を招く

医療分野では、参加国の薬価を決めるプロセスにおいて透明性が求められ、製薬業界が利害関係者として価格の決定に参加したり、意見書を提出したりすることが認められている。現在、米国から日本への最大の輸出品目は医療品・医療機器であり、米国における製薬会社の政治的影響力も極めて高い。米国の製薬会社が「透明性」を盾に利害関係者として影響を及ぼすようになれば、当然薬価の高騰は必至である。また、TPPの下では米国製薬会社の意向を汲んで、新薬のデータ保護期間が延期され、ジェネリック薬品の製造が制限される内容となっている。

エ 遺伝子組み換え食品の表示などが規制され食の安全を害する

食の安全との関係では、遺伝子組み換え食品の表示が制限される危険性が高い。TPPでは、商品アクセスの章において、現代のバイオテクノロジーによる農産物、魚、魚製品について、貿易を促進することが求められ、SPS（植物衛生検疫）の章では、日本が科学的に健康を害することを証明できなければ、輸入に対する制限ができないとされている。これにより、遺伝子組み換え食品の表示を規定する国内法は、科学的

な実証のない貿易障壁として撤廃させられる危険が高い。

3 国民の知る権利はないがしるに

このように、T P Pには、一部の大企業や投資家の利益のために、ありとあらゆる「暮らしの仕組み」「いのちの仕組み」を変貌させる危険が組み込まれている。

そして、これだけの危険をはらんだT P Pの交渉は、特に我が国において、これまで異常ともいえる秘密主義に貫かれてきた。交渉国間での保秘契約のもと、交渉経過が国民にも国会議員にも知らされず、また、大筋合意後に公開されたT P P協定文は、正式に日本語訳すらされておらず、誤訳が多くあることも政府自体が認めている。2016年4月の国会でのT P P承認の審議では、野党議員が甘利担当大臣とフロマン米通商代表との交渉内容を情報公開請求したところ、「黒塗り」の文書が出てきたことも記憶に新しい。

このような政府の姿勢は、現在の臨時国会でも同様の状況である。国民の知る権利を奪い、民主主義の根幹を揺るがすものであり、許されない。

4 性急な承認は許されない

アメリカでは、大統領選挙を今年の11月8日に控え、ヒラリー・クリントン候補、ドナルド・トランプ候補が、T P P反対する意思表示をしている。背景には、W T OやN A F T Aなどの自由貿易協定での、製造業の衰退や雇用喪失の教訓がある。

日本においても、T P Pに関して、農業関係者のみならず、国民全体からの反対の声は大きい。

ところが、本年10月14日よりT P P承認案が臨時国会で審議入りしている。政府は参加12か国の先陣を切って、米国大統領選挙の前に、衆議院でのT P Pの承認手続きを行おうとしている。

本年9月29日、衆院T P P特別委員会の理事である自民党の福井照衆院議員が、「この国会では（T P P承認を）…強行採決という形で実現する」と語った。国民に対して情報が公開されず、国会での十分な審議もなされていない中で、強行採決を明言する与党の態度は、国民の知る権利をはじめとする基本的人権と民主主義を冒涇するものとしか言いようがない。

自由法曹団は、T P Pの国会承認に断固反対するとともに、早急に廃案とすることを求めるものである。

2016年10月24日
自由法曹団・佐賀・唐津集会

福島第一原発事故による被害の全面救済の実現及び 原発推進政策から即時撤退し原発ゼロ社会の実現を求める決議

- 1 2011年3月11日に起きた福島第一原発事故から既に5年半が経過した。それにもかかわらず、依然として放射能で汚染された地下水は海へ流入し続けるなど、事故の収束は目途すらも立っていない。未だ9万人近くの福島の人々が避難を余儀なくされており、被災者の被った甚大な被害の原状回復と完全賠償も実現されていない。これらの事実は、ひとたび原発に重大な事故が起きれば、人々の平穏な暮らしを喪失させ、それを取り巻く自然環境を破壊し、長期間にわたり深刻かつ甚大な被害をもたらすことを如実に物語っている。
- 2 それにもかかわらず、政府は、2014年4月に閣議決定したエネルギー基本計画で、原発を「重要なベースロード電源」と位置づけ、「世界一厳しい」と称した新規制基準に適合した原発の再稼働を進めることを決め、その方針のもと、原子力規制委員会が新規制基準に適合すると判断した九州電力川内原発1号機を2015年8月11日に、同2号機を同年10月15日に、関西電力高浜原発3号機を2016年1月29日に、同4号機を同年2月26日に、四国電力伊方原発3号機を2016年8月12日に、それぞれ再稼働させた（高浜原発3・4号機は現在停止中）。高速増殖炉もんじゅの廃炉が決定的となり、政府が推進する核燃料サイクル政策の枠組みは、実質的に破綻した。使用済み核燃料の処理の見通しも立たないまま、原発の再稼働を進めることはあまりに無責任であると言わざるを得ない。
- 3 東日本大震災に伴う福島第一原発の事故を契機として制定された原子力規制委員会設置法に基づいて、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全等に資するため、原子力利用における安全の確保を図ることを任務として設置されたのが原子力規制委員会（規制委）である。

しかしながら、規制委は、運転開始後40年を経過し経年劣化した関西電力高浜原発1、2号機について、2016年6月20日、運転期間を最長20年延長することを認可した。さらに規制委は、同年10月5日、同じく関西電力が40年を超えて運転することを目指す美浜原発3号機についても、新規制基準に適合すると決定した。これらの決定は、福島第一原発事故を受けて導入された原発の運転期間を40年とする原則（原子炉等規制法43条の3の32第1項）を骨抜きにするものである。規制委の判断は、原発再稼働を推進させる政府の立場に追従するものであり、もはや中立公正な立場で安全の確保を図るという法で定められた任務を放棄したものと一言わざるを得ない。
- 4 政府、規制委、電力事業者が、無責任な原発推進政策を進める一方で、国民の常識に合致し、警鐘を鳴らす司法判断もあった。福井地裁は、2014年5月21日、半径250キロメートル圏内の住民の人格権に基づいて大飯原発3、4号機の運転差止請求を認める画期的判決を下した。また同じく福井地裁は、2015年4月14日、

高浜原発3、4号機について「新規規制基準は緩やかにすぎ、これに適合しても本件原発の安全性は確保されていない」、「新規規制基準は合理性を欠くものである。そうである以上、その新規規制基準に本件原発施設が適合するか否かについて判断するまでもなく、債権者らの人格権侵害の具体的危険性が肯定できる」とし、運転差止の仮処分を決定した。

この福井地裁の決定は、大阪高裁の即時抗告審で覆されたものの、今度は大津地裁が、2016年3月9日、同じ高浜原発3、4号機について運転差止の仮処分を決定した。同決定は、福島第一原発事故により原子力発電所の危険性を実際に体験した現段階においては、過酷事故対策などで危惧すべき点があり、津波対策や避難計画についても疑問が残るなど、住民の人格権を侵害するおそれが高いにもかかわらずその安全性が確保されているとはいえないとした。新規規制基準に「適合する」と判断されて現に再稼働した原発の運転停止を初めて命じるものであり、極めて常識的かつ画期的な司法判断である。

他方、鹿児島地方裁判所は、2015年4月22日、九州電力川内原発1、2号機の運転差止仮処分申立を却下する不当決定をした。そして、この決定は、2016年福岡高裁宮崎支部の即時抗告審で維持された。これらの不当決定は、人権擁護の砦となるべき司法の責務を放棄することにとどまらず、政府の原発推進政策に追従し、新たな原発安全神話の創設に積極的に加担するものと言わざるを得ない。

- 5 自由法曹団は、政府に対し、福島第一原発事故がもたらした深刻かつ甚大な被害を教訓に、同原発事故の責任を認め、原発推進の国策を転換して早期に原発ゼロの社会を実現することを求める。そのうえで、福島第一原発事故により今もなお甚大な被害に苦しむ多くの人たちの全面救済の実現に最優先で取り組むことを求める。我々はそのためのたたかいに全力を傾注することを決議する。

2016年10月24日

自由法曹団 佐賀・唐津総会

共謀罪（組織犯罪準備罪）の創設に断固反対する決議

1 過去3度にわたって強い反対のうへ廃案になったにもかかわらず今秋の国会に再提出すると報道された「共謀罪」の創設法案（組織犯罪処罰法改正案。同法案では創設する「共謀罪」内容の罪の略称を「組織犯罪準備罪」としている。）は、いったん提出が見送られた。しかし、本法案では、これまでの批判をかわすかのような条文修正をしたうえ、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けての“対テロ対策”であることを前面に押し出していることから、政府は本法案を早晚提出し、成立に向けて動くと思われる。

2 今回提出が予定されている政府案は、これまでの政府原案と比較し、①適用対象が単に「団体」としていたものを「組織的犯罪集団」（目的が四年以上の懲役・禁錮の罪を実行することにある団体）へ、②犯罪の「遂行を共謀した者」を「遂行を二人以上で計画した者」へそれぞれ変更し、その処罰にあたっては、③計画をした誰によって、「犯罪の実行のための資金又は物品の取得その他の準備行為が行われたとき」という要件を付し、「共謀罪」に対するこれまでの批判を踏まえて上記の“限定”を加え、あたかも問題点は解消したかのように見せかけてきている。

しかし、「組織的犯罪集団」を明確に定義することは困難であり、捜査機関の恣意的な判断で対象が拡大するおそれがあるうえ、その対象犯罪は600以上にもなり、限定されたものとは到底いえない。また、「準備行為」要件を付したと言っても該当する行為に限定はなく有効な限定要件とはならないうえ、「準備行為」に該当するか否かは行為者の意図との関連で判断せざるを得ず、結局のところ取締の対象は「共謀」に向けられることとなる。そして、「計画」は結局「共謀」の言い換えに過ぎないことからすれば、本法案も『共謀を処罰する』という法的性質は旧法案と何ら変わっていない。

3 日本の刑事制度は、既遂犯処罰を原則とし、極めて重大な犯罪にのみ未遂・予備・準備の段階での処罰を可能とし、あくまで法益が侵害されあるいはその危険性が生じた場合にのみ処罰の対象とすることにより、法益侵害の危険性がない内心における自由を保障している。しかし、共謀罪は、法益侵害の危険性に関係なく内心段階で処罰するもので、現行刑法と相反する。また、犯罪構成要件が限定され明確にされていることにより行動の自由を保障するというのが刑法上の原則であるが、約600以上の犯罪について内心段階から処罰できるとされれば、処罰対象が広範であるばかりか、いかなる行為が処罰対象になるのかあいまいとなり、国民の行動の自由を著しく制限することになる。

加えて、共謀罪法案が成立すれば、捜査機関の国民への監視強化は免れない。適用対象である「組織的犯罪集団」という定義が不明確のため、該当性判断が捜査機関に委ねられ、広く様々な「団体」に対する捜査を容認してしまう危険性がある。運用によっては民主団体も捜査対象となりうるため、団体活動への日常的な監視の根拠とさ

れかねない。また、共謀罪は「意思の連絡」を処罰するものであるから、室内会話、電話、携帯電話、FAX、電子メール、フェイスブックやツイッターまで捜査の対象となり、「内心」を調査する目的での捜査が横行するおそれがあり、国民のプライバシーに及ぼす影響は計り知れない。

そして、2016年通常国会で成立した盗聴法拡大・司法取引導入を内容とする「改正」刑事訴訟法等により、捜査機関の監視・密告社会の危険性は増した。共謀罪の捜査のために、拡大された盗聴法により国民の日常生活が盗聴され、司法取引により密告を奨励して共謀罪で処罰することを招くこととなる。

- 4 共謀罪法案は、「国連越境犯罪防止条約」締結のために必要な国内法整備として立案されたと政府は説明するが、そもそも、本条約を締結するために共謀罪を整備することが不要なことはこれまでも再三論じられてきた。

本条約が規制の対象としている組織犯罪は、国境を超えて活動するマフィア、麻薬の密輸や人身売買などを行っている集団による経済犯罪である。そのような組織犯罪集団の関与する犯罪行為については、日本は、未遂以前の段階で処罰できる刑法制度をすでに確立しているのであり、600以上もの犯罪における共謀段階での処罰をする法案は全く必要とされていない。

- 5 以上のとおり、共謀罪は、そもそも立法事実がなく、犯罪構成要件があまりにも広汎かつ不明確であって、刑法の人権保障機能に反し、かつ、国家による国民監視を強化させることとなる。

自由法曹団は、共謀罪法案に断固として反対し、法案が国会に提出され、成立されることのないよう尽力する。

2016年10月24日
自由法曹団 佐賀・唐津総会

大分県・別府警察署による盗撮事件に抗議し、 プライバシー権侵害の違法捜査の根絶を求める決議

1 別府警察署員による盗撮事件

16年参議院選公示前の6月18日深夜に、大分県別府警察署の捜査員2名が、民進党や社民党の選挙運動の拠点となった、連合大分労組や平和運動センターなどが入る「別府地区労働福祉会館」の敷地内に無断で侵入し、2か所の木立に木の葉でカムフラージュしたビデオカメラを設置して、公示後の同月24日に発見されるまで、会館に出入りする人や車を隠し撮りするという事件が発生した。会館関係者が保存していた記録媒体の映像がテレビで報道されたが、会館に出入りする人の顔や車のナンバーが明瞭に読み取れる状態であった。

後日、大分県警は、捜査員が無断で敷地に立ち入ったことを認め、「不適切な行為だった」と謝罪したが、カメラの設置自体は、参議院選の選挙違反事件の捜査のため必要だったと説明した。しかし、当時大分選挙区は野党統一候補（民進現職）と自民党候補の一騎打ちの激戦区に挙げられており、選挙戦では、安倍首相をはじめ閣僚らが何度も自民候補の応援に来県していたし、結果は1090票の僅差で野党統一候補が辛勝したところである。警察が野党側の選挙活動を萎縮させる端緒を得ようとした極めて政治的な意図にもとづく事件と言わざるを得ない。

2 「隠し撮り」の違法性を認めない大分県警、警察庁の不当な対応

大分県警本部長は、事件が建造物侵入罪に該当し、不適正な捜査であったことは認めて謝罪したが、令状なしの隠し撮りがプライバシー侵害の憲法違反になる違法捜査にあたることは明言しなかった。安倍首相も遺憾の意を表明したが、再発防止に触れるにとどまり、具体的な防止策の取り組みには言及しなかった。警察庁は、事件発覚直後に出した通達で、捜査用カメラによる撮影は、「必要な範囲」と「相当な方法」で行えば「任意捜査」として許されるとし、「カメラの設置は管理者の承諾を得ること・・・」と、関係者の承諾を得ることを注意喚起するに止まっている。

肝心の関係者の処分は、正副署長らが訓戒・減給処分に、実行・共謀犯4名が建造物侵入罪の略式命令で罰金5～10万円の微罪で処理された。大分県警は隠し撮り捜査自体の違法性は認めていないから、警察庁の上記通達の内容に従って、今後も「適正指導」の名の下に、同種の違法捜査が行われる危険性がある。

3 「隠し撮り」は許されない

本件については、大分県弁護士会と日本弁護士連合会が、法的観点からみた捜査の違法性を指摘して、抗議声明を公表している。判例では、人物肖像はプライバシーとして憲法13条の保護を受けるものであり、警察官による個人の容貌等の撮影は、現に犯罪が行われもしくは行われて間がない場合に、証拠保全の必要性及び緊急性があり、撮影手段も一般的に許容される限度をこえない相当な方法による場合に、はじめて令状なし

の撮影が許されるとされている（京都府学連デモ事件・昭和44年12月24日最高裁大法廷判決）。

本件では、①現行犯性がなく、②会館を出入りする人物・車を区別なく撮影していて捜査対象・証拠が特定されず緊急性もない、③手段も民有地に無断侵入してカメラを設置しているので、いずれも判例の要件を満たさず、違法捜査であることは明白である。

また本件は、選挙違反の捜査とされているが、一週間にわたって無差別に人と車の出入りを撮影している事から見ると、むしろ選挙、政治活動の情報収集を目的とした疑いが濃厚である。宗教施設や政治団体の施設等、個人の思想・信条を推知しうる施設に向けた無差別撮影は、思想・信条の自由（憲法19条）や政治活動の自由（憲法21条）を侵害する違法行為に当たることも判例上確立しているところである（西成テレビカメラ撤去事件・平成6年4月27日大阪地裁判決、最高裁で確定）。

4 違法捜査の根絶に向けて

人物、自動車等の個人識別情報の撮影捜査は、国公法事件をはじめこれまで何度も問題となってきたが、今回の事件は、依然として警察が秘密裏に隠し撮り捜査を行っていることを改めて浮き彫りにさせた。本件については、自由法曹団は、すでに、全国労働組合総連合、日本国民救援会と共同して、警察庁に、公選法捜査に名を借りたプライバシー侵害の違法捜査であり、公選法の選挙自由妨害罪にもあたると抗議し、真相解明を求める要請を行ったところである。

自由法曹団は、今回のような捜査機関による違法捜査に対し改めて強く抗議し、国民のプライバシー権を侵害する違法捜査を根絶するため、捜査の適正化に向けた取り組みを強めることを誓うものである。

2016年10月24日

自由法曹団 佐賀・唐津総会

安倍「働き方改革」を批判し、働くルールの確立を要求する決議

1 ニッポン一億総活躍プランと安倍「働き方改革」

安倍内閣は、2016年6月2日、「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定した。プランは、「働き方改革」をかかげ、具体的課題として、①同一労働同一賃金の実現など非正規雇用の待遇改善、②長時間労働の是正、③高齢者の就労促進をあげている。安倍首相は、「2016年度中に『働き方改革実行計画』をまとめる」と言明し、働き方改革実現会議で討議を開始している。このような中で、安倍政権は、公労使3者構成で労働政策、労働立法について審議を行う労働政策審議会を解体・変質させる攻撃を開始している。

2 安倍「働き方改革」の問題点とあるべきルールの内容

(1) 同一労働同一賃金の実現

安倍政権の「同一労働同一賃金の実現」は、第一に、非正規労働者の賃金を多少引き上げるとしても、限定正社員等の賃金を引き下げ、労働者全体の賃金と年収を現在より引き下げる機能を持つ危険がある。第二に、労働契約法20条等の改正にあたって、現行法どおり、将来の転勤、昇進等の可能性の有無、範囲（人材活用の仕組み）の違いをもって「労働条件の相違の合理性」を認める仕組みを残すものであって、正規労働者と非正規労働者の格差を固定化する危険がある。第三に、上記改正にあたって、現行法どおり、「労働条件の相違の不合理性の要件」の立証責任を労働者に課し、非正規労働者に対する差別を是正する範囲を極めて狭くする危険がある。このように安倍政権の「同一労働同一賃金の実現」は、非正規労働者の処遇改善にほとんど役に立たず、正規労働者と非正規労働者の格差を固定化する危険がある。

労働契約法20条等の改正にあたっては、「人材活用の仕組み」を「労働条件の相違の合理性」の判断要素から除外し、「労働条件の相違の不合理性の要件の立証責任」を使用者に課すことが重要である。そして、我が国も批准しているILO（国際労働機関）100号条約（同一価値の労働についての男女労働者に対する同一賃金に関する条約）に基づき、国際基準たる「同一価値労働同一賃金の原則」の法制化と具体化を推進することが重要である。

(2) 最低賃金の引上げ

最低賃金の現状は、2016年度の最高額の東京都の932円で、法定労働時間の上限とされる月平均173.8時間働いて、月16万1982円、年額約194万円である。最低額の宮崎、沖縄両県の714円では、月12万4093円、年額約149万である。これでは、憲法25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」など到底できない。プランが言うように、最低賃金を、年率3%程度を目途として引き上げるとすると、全国加重平均が1000円になるのは2023年であ

る。また、最近、最低賃金の地域格差が著しく拡大している。安倍政権の最低賃金引上げ案は、貧困と地域格差を固定化するものである。

最低賃金を「どこでも誰でも今すぐ時給1000円にし、1500円をめざす」ことが重要である。また、全国一律の最低賃金制度を確立することが重要である。

(3) 長時間労働の是正

プランは、「長時間労働の是正」について、「労使で合意すれば上限なく時間外労働が認められる、いわゆる36（サブロク）協定における時間外労働規制の在り方について、再検討を開始する。」と言っている。

しかし、「長時間労働の是正」を言うのなら、安倍内閣は、まず何よりも、現在国会に提出している労働基準法等「改正」案（「残業代ゼロ・過労死激増」法案）を撤回すべきである。そして、長時間労働の是正にあたっては、労働省告示の限度基準で定める時間外労働の上限（1週間15時間、1か月45時間、1年間360時間等）規制を法律で定め、この上限規制を骨抜きにする36協定の特別条項の制度を廃止することが重要である。また、勤務開始時刻から24時間以内の、連続11時間の勤務間インターバルを法律で定めることが重要である。

(4) 高齢者の就労促進

無年金・低年金などの中で、日本の高齢者の就業率は、先進国の中で最も高くなっている。他方で、高齢者は、非正規労働者や自営業者として取り扱われたりして、低賃金不安定雇用の下で働かされている。安倍政権は、高齢者を働かなければ生活ができない状況に追い込み、劣悪な労働条件の下で働かせようとしており、とうてい容認できない。

いま、年金の支給金額のアップ等、高齢者の生活条件を改善することが重要である。また、高齢者の就労促進にあたっては、高齢者の雇用と労働条件を向上させる施策を推進することが重要である。

(5) 労働政策審議会の解体・変質の攻撃

ILO諸条約は、「労働政策については、政府、労働者、使用者の代表者が、同等の地位において、討議、決定すべき」原則を定めている。この原則をうけて、日本では、公労使3者同数の代表者で構成する労働政策審議会が、労働政策、労働立法について審議を行うことになっている。

ところが、安倍内閣は、「安倍首相をはじめ閣僚9人、有識者7人、日本経団連会長ら経営側7人に対して、労働側は連合会長1人」という、構成が極めて経営側に偏った「働き方改革実現会議」で「同一労働同一賃金の実現」や「長時間労働の是正」の討議を行い、労働政策審議会の審議権を侵害している。さらに、安倍内閣は、2016年7月26日の「働き方に関する政策決定プロセス有識者会議」の第1回会合で、塩崎厚生労働相が「新しい時代にふさわしい政策決定のプロセスのあり方について大いに御議論いただいて参考にさせていただきたい」とあいさつする

など、労働政策審議会の解体・変質の攻撃を開始している。安倍政権による労働政策審議会の解体・変質の攻撃は、労働政策、労働立法を決定する審議の場から労働者代表を排除する攻撃であり、とうてい容認できない。

公労使3者の代表で構成される労働政策審議会の審議を尊重し、「同一労働同一賃金の実現」、「長時間労働の是正」等の労働政策、労働立法についての討議、審議は、「働き方改革実現会議」ではなく、労働政策審議会で行うべきである。

3 安倍政権の労働法制大改悪に反対し、働くルールの確立を！

自由法曹団は、「残業代ゼロ・過労死激増」法案や解雇の金銭解決制度の創設等の安倍政権の労働法制大改悪に反対し、多くの問題点と欺瞞を含む安倍「働き方改革」ではなく、真に労働者の雇用と労働条件を守る働くルール—①男女差別や雇用形態による差別を許さない真の同一労働同一賃金の実現、②「どこでも誰でも今すぐ時給1000円にし、1500円をめざす」全国一律の最低賃金制度の確立、③時間外労働時間の上限や勤務間インターバルの法律による規制、④高齢者の生活条件・労働条件の向上、⑤労働政策審議会の審議の尊重等—の確立を要求するものである。

2015年10月24日

自由法曹団 佐賀・唐津総会

JAL更生管財人不当労働行為事件最高裁決定を受け、 整理解雇争議の自主的・全面的解決を求める決議

- 1 最高裁第二小法廷（裁判長小貫芳信、鬼丸かおる、山本庸幸）は、2016年9月23日、JAL更生管財人不当労働行為事件について、日本航空株式会社（JAL）の上告及び上告受理申立を棄却・不受理とする決定をした。同事件は、会社更生手続下のJALにおいて、副操縦士と機長の一部を組織する日本航空乗員組合（JFU）、客室乗務員を組織する日本航空キャビンクルーユニオン（CCU）が整理解雇を回避させるために争議権を確立しようとする最中に、2010年11月16日、更生管財人のディレクターらが「争議権を確立したときには、それが撤回されるまで企業再生支援機構は出資しない」「裁判所は更生計画を認可しない」と恫喝して、争議権の確立を阻止しようとした事案である。この恫喝発言によりJFUは争議権確立にむけた一般投票を中止し、CCUは確立したものの行使は中止せざるを得なかった。労働組合にとって根幹的な権利である争議権を無力化したうえで、当時、巨額の利益を計上し、さらには目標としていた人員体制をすでに達成していたにもかかわらず、敵視する労働組合の組合員を狙い撃ちした大量の整理解雇を強行したことは周知のとおりである。
- 2 同事件について、東京都労働委員会は、2011年7月5日更生管財人のディレクターの発言を支配介入の不当労働行為と認定し、救済命令を発令した。JALは、当該救済命令の取消しを求めて東京地裁に訴訟を提起したが、東京地裁は2014年8月28日JALの請求を棄却した。そして、JALの控訴に対し、東京高裁も2015年6月28日更生管財人ディレクターの不当労働行為を再度認定した。東京高裁は、「争議権の確立は、労働組合が会社と交渉する際に、会社との対等性を確保するための有力な対抗手段」であり、「労働組合にとって最も根幹的な権利」のひとつであることからすれば、「争議権の確立を目指して組合員投票を行うことは、労働組合としてのあり方そのものを問う極めて重要な組合活動である」としたうえで、管財人ディレクターの発言は、争議権の確立に向けて運動中の組合の活動を抑制することを意図してなされたものであり、支配介入であると認定した。注目すべきは、東京高裁判決が、JALが争議行為を阻止したいのであれば、労働組合が求めるところをも踏まえて、労働組合との間で何らかの妥協を図るしかなかったと指摘したことである。高裁判決に対するJALの上告申立に対して、最高裁は、棄却・不受理とする決定をした。
- 3 JALによる整理解雇は、2015年2月4日と5日の最高裁（第2小法廷、第1小法廷）の不当決定により、整理解雇は有効であるとする司法判断は確定している。しかし、本事件によって、JALによる整理解雇は、整理解雇回避を求める労働組合の争議権確立を管財人ディレクターの恫喝によって阻止したうえで、強行されたものであったことが明らかにされた。

4 更生管財人ディレクターの不当労働行為が確定し、整理解雇に大きな瑕疵が存することが明らかになった今、改めて労使協議の場を設け、それを通じて整理解雇問題を解決することはJALに課された義務である。ILO（国際労働機関）も3度にわたる勧告で、JALに対し労使協議を通じた整理解雇事件の解決を求めている。そのなかで、JFUとCCUは、「統一要求」をJALに提起した。それは、労働組合の側から、一連の争議を全面的解決するための実効的提案であり、「被解雇者に関する要求」として、職場復帰を希望する被解雇者の職場復帰、病気等の理由で現職への復帰が適わない被解雇者についての地上職場における雇用の確保、年齢等により職場復帰がかなわない被解雇者に対する補償をあげ、「労使関係の正常化に関する要求」として、整理解雇強行によって損なわれた労使関係の正常化と安全運航の確立等を求めている。

以上を踏まえ、自由法曹団は、JALに対し、労働組合の「統一要求」を前提に、直ちに労使協議を開始し、整理解雇問題を最終的かつ抜本的に解決することを求めるとともに、全ての使用者に対し、争議権をはじめとする労働基本権の尊重を求めるものである。

自由法曹団は、引き続き、雇用確保、労働条件向上等を求める労働者、労働組合のたかひを全力で支援する。

2016年10月24日
自由法曹団 佐賀・唐津総会